

改正後	改正前
日本農林規格JAS1219：2025 生産情報公表豚肉Pork with production details 1（略） 2引用規格この規格には、引用規格はない。 3用語及び定義この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 3.1生産情報豚肉の生産に係る次に掲げる情報 a)（略）b)管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日（<u>認証生産行程管理者等の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者等の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日</u>） c)～e)（略）f)管理者が給餌した飼料の名称g)管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称注釈1 薬効別分類については、<u>簡条 4</u>に示す。 3.2管理者豚の所有者<u>その他の</u>豚を管理する者 3.3認証生産行程管理者等認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者 3.4動物用医薬品医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条第 1 項の規定によって読み替えて適用される第 49 条第 1 項の規定によって農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第 83 条の 4 第 1 項又は第 83 条の 5 第 1 項の規定によって使用者が遵守すべき基準が定められた<u>医薬品</u>	日本農林規格JAS1219：2019 生産情報公表豚肉Pork with production details 1（略） （新設） 2用語及び定義この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 2.1生産情報豚肉の生産に係る次の情報。 a)（略）b)管理者（2.2）の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日〔<u>認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、当該認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理者（2.2）の氏名又は名称及び住所並びに管理の開始の年月日</u>〕 c)～e)（略）f)管理者（2.2）が給餌した飼料の名称g)管理者（2.2）が使用した動物用医薬品（2.3）の薬効別分類及び名称注記 薬効別分類については、<u>簡条 3</u>に示す。 2.2管理者豚の所有者<u>その他の</u>豚を管理する者。 （新設） 2.3動物用医薬品医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 49 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第 83 条の 4 第 1 項又は第 83 条の 5 第 1 項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた<u>医薬品</u>。

3.5

生産情報公表豚肉

箇条 5 及び箇条 6 の要求事項に適合する豚肉

3.6

個体識別番号

豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で認証生産行程管理者等が豚ごとに定めるもの

3.7

豚群

同一の生産情報（出生の年月日及び飼養の開始の年月日を除く。）を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの

3.8

豚群識別番号

豚群を識別するために必要な番号又は記号で認証生産行程管理者等が豚群ごとに定めるもの

3.9

荷口番号

箇条 5 の b)の規定によって荷口ごとに生産情報を公表している場合における当該荷口を識別するために必要な番号又は記号

4 （略）

5 生産の方法

生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準は、次による。

- a) 生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとに正確に記録するとともに、その記録を保存し、事実在即して公表^リしていなければならない。
- 注^リ 公表する方法の例として、ファクシミリで送信する方法若しくはホームページに掲載する方法又はこれらを組み合わせた方法が考えられるが、これらに限らない。
- b) いずれの豚（豚群を含む。）から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認証生産行程管理者等の荷口ごとに事実在即して公表^リしてよい。

注^リ 箇条 5 の a) の注^リを参照。

6 表示

6.1 表示事項

表示事項については、次の事項を表示していなければならない。ただし、**c)**にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実に即して表示されている場合には、省略してよい。

2.4

生産情報公表豚肉

箇条 4 及び箇条 5 の要求事項に適合する豚肉。

2.5

個体識別番号

豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が豚ごとに定めるもの。

2.6

豚群

同一の生産情報 (2.1)（出生の年月日及び飼養の開始の年月日を除く。）を有する群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの。

2.7

豚群識別番号

豚群 (2.6) を識別するために必要な番号又は記号で認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者が豚群 (2.6) ごとに定めるもの。

2.8

荷口番号

4 b)の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合における当該荷口を識別するために必要な番号又は記号。

3 （略）

4 生産の方法

生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準は、次による。

- a) 生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実在即して公表していること。
- b) いずれの豚（豚群を含む。）から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者の荷口ごとに事実在即して公表することができる。

5 表示

5.1 表示事項

表示事項については、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定に従うほか、次の事項を表示しなければならない。ただし、**c)**にあつては、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実に即して表示されている場合には、省略することができる。

- a) (略)
- b) 簡条 5 の b)によって荷口ごとに生産情報を公表している場合にあっては、a)に代えて荷口番号
- c) 生産情報の公表の方法

注記 その他の表示事項については、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定に従わなければならないとされている。

6.2 表示の方法

表示の方法については、次による。

- a) (略)
- b) **個体識別番号、豚群識別番号又は荷口番号** 個体識別番号、豚群識別番号又は荷口番号の表示は、小売業者以外の販売業者にあっては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は豚肉に近接した掲示その他の見やすい場所に記載していなければならない。
- c) **生産情報の公表の方法** 生産情報の公表の方法の表示は、ファクシミリ番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあっては容器又は包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は豚肉に近接した掲示その他の見やすい場所に記載²⁾していなければならない。

注 2) 記載する方法の例として、文字、二次元コードが考えられるが、これらに限らない。

注記 その他の表示の方法については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

6.3 表示禁止事項

表示禁止事項については、6.1に規定する事項及び簡条 5の規定によって公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示してはならない。

注記 その他の表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

- a) (略)
- b) 4 b)により荷口ごとに生産情報を公表している場合にあっては、a)に代えて荷口番号
- c) 生産情報の公表の方法

5.2 表示の方法

表示の方法については、食品表示基準の規定に従うほか、次による。

- a) (略)
- b) **個体識別番号、豚群識別番号又は荷口番号** 個体識別番号、豚群識別番号又は荷口番号の表示は、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載しなければならない。
- c) **生産情報の公表の方法** 生産情報の公表の方法の表示は、ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載しなければならない。

5.3 表示禁止事項

表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従うほか、5.1に規定する事項及び簡条 4の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示してはならない。